

当初設計書		設 計	精 算
<p>起工番号 : 河維(委)第16号 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和5年8月31日まで</p> <p>会計年度 : 令和 5 年度 単価世代 : 令和05年03月03日 公共</p> <p>事業名 : 河川排水路等維持補修事業</p> <p>委託名 : 水門樋門樋管等設備点検業務委託</p> <p>設計部課名 : 都市建設部公園土木管理事務所</p> <p>業務場所 : 久留米市内各町(4総合支所を除く)地内</p>			
設 計 の 概 要	<p>(当初設計)</p> <p>水門設備点検 25門</p> <p>ポンプ設備点検 6箇所</p>		

本 委 託 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
水門設備点検 25門						
点検・整備原価	1	式				
直接労務費	1	式				
樋門樋管ゲート点検工 電動式 扉体面積<10m2 年点検 単葉扉	3	門			単 1 号	
樋門樋管ゲート点検工 電動式 扉体面積≥10m2 年点検 単葉扉	2	門			単 2 号	
樋門樋管ゲート点検工 手動式 年点検 単葉扉	4	門			単 3 号	
樋門樋管ゲート点検工 手動式 開閉装置無 年点検 単葉扉	16	門			単 4 号	
材料費	1	式				
直接経費	1	式				
共通仮設費	1	式				
現場管理費	1	式				
点検整備間接費	1	式				

本 委 託 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
ポンプ設備点検 6箇所						
点検・整備原価	1	式				
直接労務費	1	式				
ポンプ設備点検工 ゲートポンプ 年点検 機場点検	2	箇所			単 5 号	
ポンプ設備点検工 年点検 機場点検	4	箇所			単 6 号	
材料費	1	式				
直接経費	1	式				
共通仮設費	1	式				
現場管理費	1	式				
点検整備間接費	1	式				

本 委 託 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
点検・整備原価計	1	式				
一般管理費等	1	式				
点検・整備価格	1	式				千円止め
消費税等相当額	1	式				
合計						

水門樋門樋管等設備点検業務委託 特記仕様書

- 1 この特記仕様書は、水門樋門樋管等設備点検業務委託（以下「本業務」という）の履行に適用する。本業務の履行にあたっては、本仕様書によるものとする。
- 2 受注者は、本業務の点検にあたって本仕様書によるほか、以下に示す基準等に準じて点検しなければならない。これらの基準は、契約時点における最新のものを適用しなければならない。
 - (1) 機械工事共通仕様書（案） (国土交通省)
 - (2) 機械工事施工管理基準（案） (国土交通省)
 - (3) その他関連法規等 (国土交通省)
- 3 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和5年8月31日までとし、各対象施設に対し年点検1回を出水期前に行うものとする。点検の実施にあたっては発注者及び各対象施設の操作人が立会する項目、日程について事前に協議しなければならない。
- 4 点検報告書は以下の通り提出するものとする。
 - (1) 提出部数：1部
 - (2) 提出時期：点検実施後1ヶ月以内
- 5 点検報告書の提出後、必要に応じて打合せを行うものとする。
- 6 受注者は契約締結後速やかに計画工程表を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 7 本業務の写真管理にあたっては、「機械工事施工管理基準（案）」に基づいて行わなければならない。
- 8 本業務の対象施設の名称及び場所等は、別紙「点検対象設備一覧表」による。
- 9 本業務は、久留米市が管理する水門樋門樋管等設備の機能維持のための点検を行うものである。
- 10 受注者は水門等の開閉及びポンプの排水を含めた総合試運転を行い、正常な動作が行われているか確認しなければならないが、出来ない場合は出水期操作時に点検を行いこれに代えるものとする。

- 11 設備の運転操作を伴う点検は、事前に発注者の承諾を受けてから行なうことを原則とする。その際、運転操作に必要な燃料及び電力に要する費用は、発注者の負担とする。
- 12 点検項目及び内容は、別紙「点検記録表」に記載されたものとする。なお、同表に記載されていないものであっても、機能確認上当然必要とおもわれるものについては、これを充足するものとする。
- 13 設備の総合試運転については、原則として全開、全閉及びポンプの排水操作を行うものとする。なお、水位条件等により周辺への影響が予想される場合は、発注者と事前に協議のうえ、その指示に従わなければならない。
- 14 点検の結果、機能上支障をきたす重大な不良箇所を発見した場合は、その都度速やかに発注者に報告するものとする。
- 15 点検時には作業油等が流出しないように対策を講じると共に、特に必要と思われる場合はオイルフェンス等による流出防止を行わなければならない。
- 16 点検に必要な器具及び部品、材料等は、受注者の負担とする。
- 17 本業務に関する報告書等の提出部数は次のとおりとする。
 - (1) 点検報告書 1部
 - (2) 業務写真 1部
 - (3) その他、監督職員が指示したもの
- 18 受注者は本業務に関する知識及び経験を有した主任技術者を1名選任し、発注者の承諾を受けるものとする。
- 19 主任技術者を変更する場合、前項と同様に承諾を受けなければならない。
- 20 主任技術者は各対象施設の点検時に現場に常駐することを原則とする。
- 21 受注者は本業務の緊急連絡体制表を作成するものとする。また、点検に従事する者は作業に適した服装を徹底する等、不測の事故等を起さないよう十分注意しなければならない。

- 22 受注者は本業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 暴力団又は暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) 暴力団又は暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。
- 23 受注者は本業務の下請作業に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお、違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もある。
 - (2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。
- 24 受注者は業務の実施に当たり、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

別紙

点検対象設備一覧表

	施設の名称	施設の場所	種類	規格	水門樋門樋管ゲート				ゲートポンプ (G P)	ポンプ場
					電動		手動			
					10㎡未満	10㎡以上	開閉装置有	開閉装置無		
1	西田樋管	善導寺町木塚地内	樋管(手動)1門	鋼製FG1.92×1.92(3.68㎡)1連				1		
2	山王樋管	善導寺町木塚地内	樋管(手動)1門	鋼製 観音開1.5×3.02(4.53㎡)2連(1組)				1		
3	北の園樋管	善導寺町木塚地内	樋管(手動)1門	木製 FG1.0×0.87(0.87㎡)1連				1		
4	古北樋管	善導寺町木塚地内	樋管(手動)1門	鋼製 RG2.6×2.6(6.76㎡)1連			1			
5	樽門樋管	宮ノ陣町若松地内	樋管(手動)1門	ステン浮体式起伏G2.0×1.5(3.0㎡)1連				1		
6	藤吉樋管	大善寺町藤吉地内	樋管(手動)1門	鋼製 SG1.1×1.18(1.29㎡)1連			1			
7	津福ポンプ場	津福本町地内	ポンプ場1箇所	水中ポンプ1基					1	
8	津福団地ポンプ場	津福本町地内	ポンプ場1箇所 樋管(手動)1門	水中ポンプ1基 木製SG1.3×0.82(1.06㎡)1連			1		1	
9	小森野ゲートポンプ場	小森野一丁目地内	ゲートポンプ1箇所 樋管(電動)1門	ゲートポンプ2基 鋼製RG 3.2×3.1(9.92㎡)1連(電動)	1				1	
10	大善寺団地ポンプ場	大善寺町宮本地内	ポンプ場1箇所 樋管(電動)1門	水中ポンプ2基 鋼製SG 2.0×1.885(3.77㎡)1連(電動)	1				1	
11	大善寺広川ポンプ場	大善寺町宮本地内	ポンプ場1箇所 樋管(電動)1門	水中ポンプ1基 ステンSG1.14×1.05(1.19㎡)1連(電動)	1				1	
12	宮ノ陣新産団地調整池樋管	宮ノ陣町若松地内	樋管(手動)1門	鋼製FG 1.95×2.2(4.29㎡)1連				1		
13	上津藤光調整池樋管西(3号調整池)	野伏間一丁目地内	樋管(手動)1門	ステン製FG 0.92×0.92(0.84㎡)1連				1		
14	上津藤光調整池樋管西(4号調整池)	野伏間一丁目地内	樋管(手動)1門	ステン製FG 0.92×0.92(0.84㎡)1連				1		
15	上津藤光調整池樋管西(5号調整池)	野伏間一丁目地内	樋管(手動)1門	ステン製FG 0.7×0.72(0.50㎡)1連				1		
16	上津藤光調整池樋管西(6号調整池)	野伏間一丁目地内	樋管(手動)1門	鋼製FG 0.92×0.92(0.84㎡)1連				1		
17	上津藤光調整池樋管東(7号調整池)	本山一丁目地内	樋管(手動)2門	ステン製FG1.22×1.22(1.48㎡)1連 鋼製SG0.42×0.4(0.16㎡)1連			1	1		
18	上津藤光調整池樋管東(8号調整池)	本山一丁目地内	樋管(手動)1門	ステン製FG 1.02×1.02(1.04㎡)1連				1		
19	金丸川貯留樋管	国分町地内	樋管(手動)1門	ステン浮体式起伏G1.0×1.0(1.0㎡)1連				1		
20	荒瀬川調整池樋管(北)	宮ノ陣町三丁目地内	樋管(手動)1門	鋼製FG 0.85×0.75(0.63㎡)1連				1		
21	荒瀬川調整池樋管(南)	宮ノ陣町四丁目地内	樋管(手動)1門	鋼製FG 1.25×1.1(1.37㎡)1連				1		
22	合川北排水機場(ゲートポンプ)	新合川一丁目地内	ゲートポンプ1箇所 樋管(電動)1門	ゲートポンプ2基 鋼製RG 4.4×2.9(12.76㎡)1連(電動)		1			1	
23	観音川排水樋管	久留米市百年公園地内	樋管(電動1、手動2) 3門	鋼製RG4.0×2.5(10.0㎡)1連 鋼製FG 2.15×2.7(5.80㎡)2連		1		2		
合計					3	2	4	16	2	4

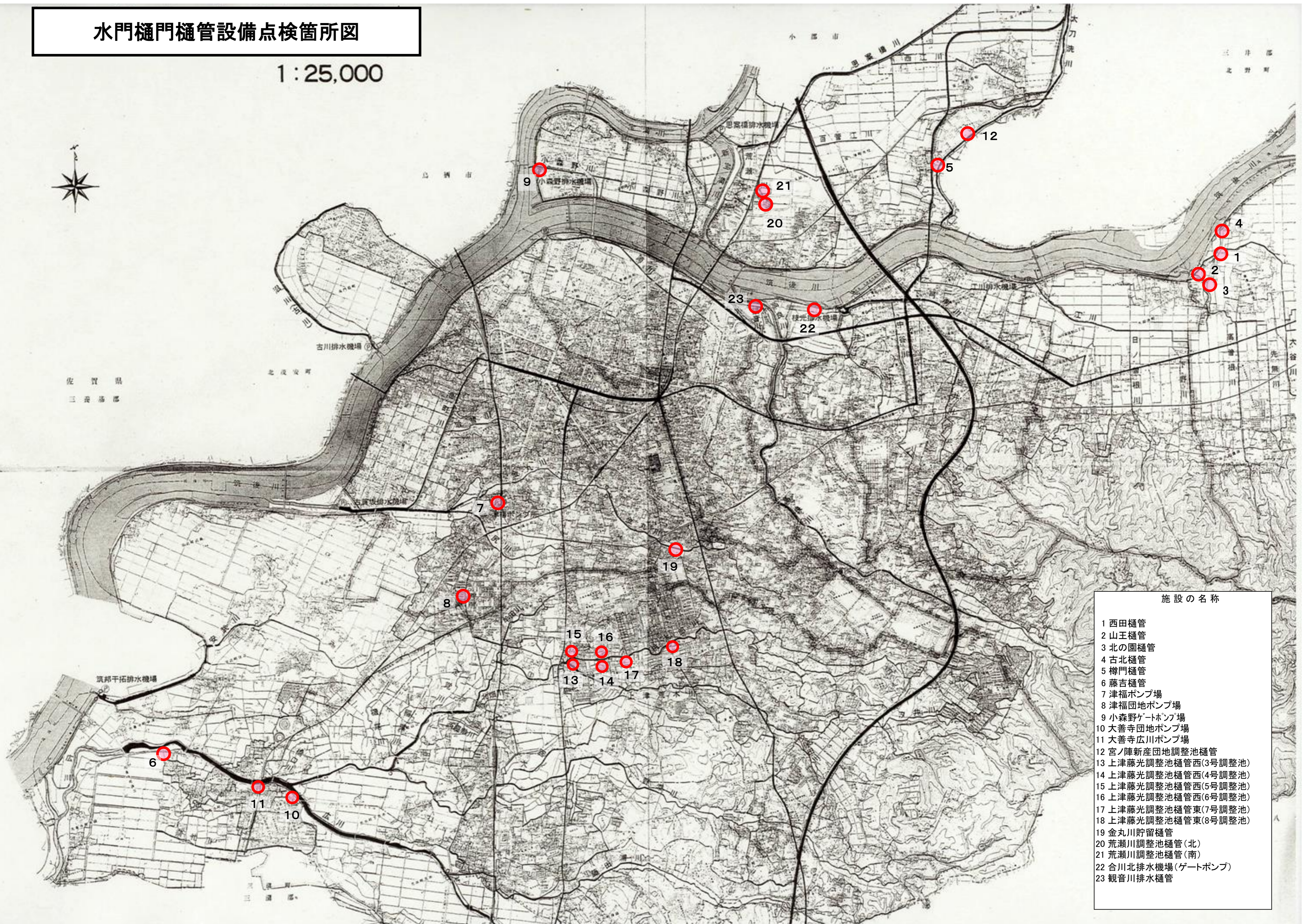
施設 全23箇所	・水門樋門樋管ゲート(手動) 20門 (内FG等 16門)
	・水門樋門樋管ゲート(電動) 扉体面積<10㎡ 3門 , 扉体面積≥10㎡ 2門
	・ポンプ場 4箇所 (津福ポンプ場・津福団地ポンプ場・大善寺団地ポンプ場・大善寺広川ポンプ場)
	・ゲートポンプ 2箇所 (小森野ゲートポンプ場・合川北排水機場)

補足

FG : フラップゲート
 RG : ローラーゲート
 SG : スライドゲート

水門樋門樋管設備点検箇所図

1 : 25,000



施設の名称

- 1 西田樋管
- 2 山王樋管
- 3 北の園樋管
- 4 古北樋管
- 5 樽門樋管
- 6 藤吉樋管
- 7 津福ポンプ場
- 8 津福団地ポンプ場
- 9 小森野ゲートポンプ場
- 10 大善寺団地ポンプ場
- 11 大善寺広川ポンプ場
- 12 宮ノ陣新産団地調整池樋管
- 13 上津藤光調整池樋管西(3号調整池)
- 14 上津藤光調整池樋管西(4号調整池)
- 15 上津藤光調整池樋管西(5号調整池)
- 16 上津藤光調整池樋管西(6号調整池)
- 17 上津藤光調整池樋管東(7号調整池)
- 18 上津藤光調整池樋管東(8号調整池)
- 19 金丸川貯留樋管
- 20 荒瀬川調整池樋管(北)
- 21 荒瀬川調整池樋管(南)
- 22 合川北排水機場(ゲートポンプ)
- 23 観音川排水樋管